

## 自立支援医療 ～「精神通院公費負担医療（第32条）」「更生医療」「育成医療」が変わります～

これまでの精神障害者対象の「精神通院公費負担医療」、身体障害者対象の「更生医療」、障害児対象の「育成医療」は、手続や利用者負担の仕組みがばらばらの制度でしたが、「自立支援医療」として統一された仕組みになります。給付の対象者についてはこれまでの制度と同じです。



### ■自立支援医療費の利用者負担額

#### 改正の内容

- 医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）から、「医療費と所得の双方に着目した負担」に変わります。・・・定率負担（一割負担）
- 入院時の食費（標準負担額相当）は原則自己負担となります。

### 利用者負担額の軽減措置

自立支援医療で言う「世帯」とは、医療保険単位（異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」）

☆原則は、医療保険の負担上限額まで一割負担になりますが、所得の低い方にはより低い月額上限額が決められます。

定率負担の月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得 1	2,500円
低所得 2	5,000円
市民税(所得割)20万円未満	一割負担
市民税(所得割)20万円以上	対象外

さらに、

所得の低い方以外についても、「重度の障害者でかつ継続的に相当額の医療費負担が発生する方」には、左記の月額負担上限額にさらに上限額を設け、負担を軽減します。

中間所得層 1	5,000円
中間所得層 2	10,000円
市民税(所得割)20万円以上	20,000円

- 生活保護：生活保護受給世帯に属する方
- 低所得 1：市民税(均等割)非課税の世帯で、障害者の収入が年収 80 万円(障害基礎年金 2 級相当額)以下の方
- 低所得 2：市民税(均等割)が非課税である世帯に属する方(低所得 1 以外の方)
- 中間所得層 1：市民税(所得割)額が合計 2 万円未満の世帯に属する方
- 中間所得層 2：市民税(所得割)額が合計 2 万円以上 20 万円未満の世帯に属する方

また、

- ☆育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、激変緩和の経過措置として、市民税課税世帯であっても月額負担上限額が設けられます。
- ☆生活保護への移行防止・・・本来適用されるべき上限額を負担すると生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額をより低い額に減額します。

■問い合わせ 社会福祉課（朝来市福祉事務所内）  
TEL 672 - 6123（直通）